

# 過払い問題の解決は社会的課題 被害者の満足感・納得感の実現を

消費者金融業者などに対して利用者側が、違法に高い利息を返済させられてきた過払いは、大きな社会問題となった。一連の最高裁の判決などにより、業者に返還請求ができるなど法的な整備は進んできたものの、実は返済は、まだあまり進んでいない。そう明かすのは、過払い金被害者の救済に、2006年以降取り組んできた弁護士法人プロフェクト法律事務所の代表社員 大谷哲生弁護士。

## 弁護士に依頼することの 敷居の高さを解消する

この対象者の数の多さが過払い被害の特異な点。いわゆる「クレ

るとされるのに、過払い金の返還を受けている人はまだ少数。2012年5月の矢野経済研究所の調査では、本来返還請求のできる過払い金被害者のうち約12%しか救済されていません」

何百万人という人たちが、違法に多額の損害を与えられていないながら、救済を受けられていないという現状は「明治以来の日本において初めての無法状態」だという。

「過払い金の返還には、被害者を救済すること、貸金業者に違法な収益を保持させないことという2つの大きな社会的な意義がある。被害者は全国に1200万人もい

サラ問題」では、破産や個人債務者再生などの債務整理に追い込まれる利用者に注目が集まりがちだが、数で言えば圧倒的に多いのは、支払わなくてもいい利息を苦勞して払い続けてきた過払い被害者の方だ。

そうした人の多くはまだ救済されずにいるのは、一般市民にとって、弁護士事務所の敷居がまだまだ高いことにも原因がある。

大谷弁護士によれば、過払い被害者の大部分は自分が被害者だと気づいていない。自分が被害者かどうかともわからない状態で、見ず知らずの弁護士事務所の門を叩くことは難しい。相談・依頼しよう



★ ……得意分野・アピールポイント

## 頼れる弁護士の横顔

と考えても、どの弁護士に頼めばいいのか、費用はいくらかかるのかといった点はわかりづらく、それが被害者の救済率の低さにつながっている。

に何度も出る最新の判例、各裁判所の動向などに留意しつつ、安易な和解はせず、多くの訴訟を起こして1円単位で徹底的に回収します」

納得感も重視している。プロフェクトでは、過払い金返還請求事件の終了した依頼者全員を対象にアンケート調査を行い、回答のすべてを、ネガティブな内容のものまで含めてホームページ上で公開。満足との評価は12年9月時点で96%以上に達している。

## 経済的再起が必要な 人達の救済にも注力

もうひとつ、大谷さんが強調するのは、過払い被害者だけでなく、

破産などが必要になる人たちの救済だ。

「数からすれば、過払い被害者よりはるかに少ないのですが、抱えている問題は深刻。どうしてそこまでの事態に至ったのかという点から話をうかがって、弁護士が生活設計に至るまでカウンセリング指導を行いながら、時間をかけて再起をサポートしていきます」

過払い被害者の救済と経済的破綻者の救済。それぞれの目的、そして満足感・納得感の実現を目指す活動が続いている。

OTANI TETSUO

「弁護士の敷居を下げることは今後、過払い問題だけでなく、弁護士が一般市民に歩み寄って存在意義を発揮していくためにも重要です」(大谷さん)

プロフェクト法律事務所の特徴は、受任した過払い金回収で、依頼者の利益のために全力を尽くすことにもある。大谷弁護士は語る。

「これまで取り扱った数万件の案件で蓄積された業者ごとの参考情報や、1年間



★ 過払い被害者の最大限の救済だけでなく、満足感・納得感も得ていただけるよう全力で取り組んでいます

以前は、中国に進出して合弁を設立する日本企業のサポートなど渉外業務を専門に手がけてきた。依頼者の利益の実質的な最大化を目指す姿勢は当時から変わらない。

〒600-8009  
京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町101 アーバンネット四条烏丸ビル7階  
電話：075-257-5655  
URL：http://www.profecto.jp/